給湯器について(大和市火災予防条例第17条の2、ガス機器の設置基準及び実務指針)

- ・吹出し口高さは床面から 1800 mm以上とすること。
- ・吹出し口は、側方 150 mm、上方 300 mm以上、前方 600 mm以上開口部及び可燃物から離隔すること。
- ・器機と可燃物との離隔は、器機の仕様による。
- ・PS 設置式の場合は、上下各々500 c m²以上の開口部を設けること。
- ・屋外階段の前面などの場合は、PS の扉内設置か標準設置を確認する。(2 m以内は扉内設置が必要)
- ・PS に電気配線とガス配管が混在している場合は、電気配線の防爆処理又は上下各々500 c ㎡以上の開口部を設けること。

PS内に電気配線とガス配管が混在している場合の例 (開放廊下)

